

# 建設工事における「快適トイレ」設置の試行要領

長野県建設部

(令和8年7月1日一部改定)

## 1 目的

建設現場を働きやすい環境とする取組の一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）を導入し、現場環境の改善を図ることを目的とする。

## 2 試行対象

### ○対象工事

長野県建設部が発注する建設工事（建築工事及び災害復旧工事は除く）

### ○対象金額

設計金額 8,000 万円以上 → 原則試行実施

設計金額 8,000 万円未満 → 受注者の希望により実施

## 3 快適トイレの仕様

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

### 【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5kg 以上とする）

### 【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

### 【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）

- (13) 擬音装置（機能含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調節が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレトーパー予備置き場等）

#### 4 実施方法

- ・受注者は、快適トイレを設置する場合、様式－１「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、パンフレット等の資料とともに監督員に工事打合せ簿にて提出するものとする。
- ・工事現場に新たにトイレを設置する場合に適用する。（現場事務所等を間借りした建物とした際に既設トイレが快適トイレの仕様を満たしている場合には適用しない。）
- ・標準仕様を満たすトイレを男女別でそれぞれ設置することを標準とする（女性が現場にいない場合は、この限りではない）
- ・「快適トイレとして活用するために備える付属品」については、受注者は必ず備えるものとする。備えていないトイレは、快適トイレとしては扱わないこととする。
- ・原則として、試行対象工事に適用するが、設置基数を現場毎に必要性を協議の上、決定することから、当初は金額を計上せず、変更契約時に計上する方法とする。
- ・ただし、快適トイレの流通の関係上、仕様を満たすトイレを手配できない場合は、監督員と協議のうえ、快適トイレを導入しないものとする。

#### 5 積算について

- ・快適トイレの費用は、57,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」※を計上するものとし、設置基数は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。  
※「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から 10,000 円（従来品）を引いた額
- ・計上費用は、「積算上の差額」と「57,000 円／基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費（営繕費）に計上するものとする。
- ・ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、入口別に 57,000 円／基・月上限まで計上可能とする。
- ・積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、積上計上しない。

## 6 快適トイレの導入にあたっての配慮事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の（１）～（８）に配慮することとする。

### （１）原則

女性が現場にいる場合は、女性トイレを設置する事を標準とする。

### （２）全般

女性トイレの設置にあたっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

### （３）設置位置

女性トイレと、男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

### （４）動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。

### （５）ドアの向き

トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

### （６）照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に移り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

### （７）室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

### （８）性別の徹底

混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することのないよう徹底する。

## 7 その他

- ・従来行ってきた「女性用トイレ」を現場に設置する場合は、原則として快適トイレを設置するものとする。なお、快適トイレが手配できないなどの理由によりこれによりがたい場合は、受発注者協議のうえ決定する。
- ・災害時に避難所で使用する快適トイレが不足する場合は、避難所へ優先配備できるよう、可能な範囲で協力するものとする。

### 【具体的な計上方法例】

- ① 実際に導入した快適トイレ費用 70,000 円／基・月の場合（積算上の差額 60,000 円）

積算で計上する費用：57,000 円／基・月

- ② 実際に導入した快適トイレ費用 40,000 円／基・月の場合（積算上の差額 30,000 円）

積算で計上する費用：30,000 円／基・月

## 8 適用

本試行要領は、令和 3 年 2 月 1 日以降に起工起案する工事から適用する。

本試行要領は、令和 4 年 5 月 1 日以降に起工起案する工事から適用する。

本試行要領は、令和 5 年 7 月 1 日以降に起工起案する工事から適用する。

本試行要領は、令和 8 年 7 月 1 日以降に起工起案する工事から適用する。